

# 我が国における地域スポーツの変遷と

## 必要とされるマネジメントの実状とその展望

### — 総合型地域スポーツクラブに見る日本のスポーツ政策 —

氏 名 内田 満

指導教員 城戸 宏史

#### 要旨

1961年のスポーツ振興法を根拠法として、2000年に文部省(現在の文部科学省)は「スポーツ振興基本計画」を策定した。その中で「地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」の具体的施策として「総合型地域スポーツクラブの全国展開(2010年までに全国の市区町村に最低一つはクラブを育成する)」を明記した。

本研究は、1995年のモデル事業からスタートして25年以上を経過した、総合型地域スポーツクラブという国のスポーツ振興施策が、なぜ地域スポーツのムーブメントにならないのかを検証し、今後のあり方の提言を試みた。

第一に、総合型地域スポーツクラブは1995年に突如として発想されたものではなく、戦後の日本におけるスポーツ政策の歴史の上に存在しているが、こうした歴史的背景がほとんど知られていないこと。第二に、1989年以降、生涯スポーツの振興とスポーツの商業化がほぼ同時に進行しながらスポーツ政策がすすめられ、そこにスポーツ振興基本計画とスポーツ振興くじの構想があり、その具体として総合型地域スポーツクラブが発想されていることにわかりづらさがあること。第三に非営利のビジネス領域がスポーツでは未開拓であり、その整理や展開方法が整理できていないこと。

これらを説明することで、総合型地域スポーツクラブの立ち位置や意義、今後の役割について明らかにした。

**キーワード：総合型地域スポーツクラブ、スポーツ政策、スポーツの商業化、NPO、スポーツマネジメント**